

### <内容>

平成18年1月から、インセンティブ制度をスタート。

対象者Ⅰ、Ⅱのいずれかの場合には、家庭用常備薬申し込みで利用できるインセンティブポイントを進呈する。

#### ○対象者Ⅰ：保健事業に参加してインセンティブポイントGET

健保組合が準備している健康づくり（ウォーキングフェスタ、禁煙サポートなど）6つのうち、3つに参加した場合。

4月から9月までに参加したい健康づくり活動事業のエントリーし、翌年1月から3月まで参加した健康づくり活動事業の申告をする。申告方法は、①健保ホームページ(パソコン)、②携帯電話、③ファックス用紙、のいずれかとする。

##### 【健康づくり事業の一覧】

- 1) ウォーキングフェスタ春（記録用紙提出）
- 2) ウォーキングフェスタ秋（記録用紙提出）
- 3) タバコを吸っていない
- 4) 禁煙サポート事業の参加（禁煙達成者）
- 5) 対象のガン検診を全て受診(胃・大腸・子宮・乳ガン)
- 6) 歯科検診を受診

#### ○対象者Ⅱ：自己管理でインセンティブポイントGET

1年間健康保険を使わずかつ、健診結果で異常なしの場合。

健康保険組合から、ポイントが進呈される。申請は不要である。

### <評価>

この事業の初年度であることからアウトプット評価のみであるが、現在2000名をこえる社員が参加している。

平成19年4月からは、内蔵脂肪型症候群（メタボリックシンドローム）に関する啓発や配偶者健診の受診率向上のために、新たな2項目を加える事にした。

- ・ BMI 25未満の方（平成20年3月時点）（BMI=体重kg÷身長m÷身長m）
- ・ 扶養している配偶者が、配偶者健診及び対象のガン検診を全て受診（配偶者健診・胃・大腸・子宮・乳）